

会議結果報告書

会議の名称	札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会第3回評価ワーキンググループ会議
日時・場所	令和3年8月11日（水）17:00～20:15
出席委員 6名／6名中	松本 伊智朗（座長）、高橋 司、鈴木 秀洋、中板 育美、藤原 里佐、 増沢 高
傍聴者数	3名

議事（公開分）	概要
1 令和元年6月死亡事例の経過における課題と現在の状況について（第2期）	（事務局説明） ・事務局より、資料「令和元年6月死亡事例の経過における課題と現在の状況について」（第2期 平成30年9月から平成31年3月まで）に係る説明を行った。 （主な委員質問・意見） ○生活支援担当の研修について ・（座長）受講対象、頻度、今後の計画を教えてください。また、生活支援担当の研修の中で、子どもや子育て世帯に対する配慮について、現時点でどのように組み込まれていて、今後どうなっていくのか。ケースワーカーがどのタイミングでどのような形の研修を受けるのかという観点で教えてください。 →（高橋保護自立支援課長）受講対象は、ケースワーカー、スーパーバイザー（係長職）、保護課長、庶務を担当している管理系も含めた全職員。コロナ禍により集合研修は困難なため、プレゼンテーションソフトを使って解説しながら、動画配信により行っている。昨年度は全職員、今年度は新任職員を対象に1回ずつ実施しており、現在の職員は皆受講している状況。 ・（座長）重点事業について、各区によって資料に濃淡があるようだが、各区でかなり違うと見てよいか。 →（高橋保護自立支援課長）重点事業は、監査による各区への指摘事項、例えば不正受給対策や、就労支援について各区で取り上げている。札幌市では本事案を受けて児童虐待を生活支援部局でも重く受け止めなければならないということで本庁部局から各区へ依頼した。区の中で自主的に取り組む項目を盛り込んでいるが、今まで児童虐待防止に関する項目はあまり取り入れたことがないので、若干濃淡があると認識。 ・（鈴木委員）不正受給の防止や就労支援など、生活支援一般に関しての知識を職員皆が底上げしていくのはとても大事。ただ、本事案の母親の家を訪問した時に、これらの研修が活きて、防げるようになったのかということ

	ころには触れていないと思う。本事案を防ぐという観点で、今の研修内容をどのように評価しているか。 →(高橋保護自立支援課長) 研修内容は児相にお願いして作成してもらった。研修資料は、児童虐待対応のプロの観点で気づきのポイントとしてあげてもらった。本事案では該当しない項目であるかもしれないが、我々が気づかないような視点での研修であり、これを受けてケースワーカーは意識を持ってやってもらっていると評価している。 ・(鈴木委員) 本事案を受けて、児童相談所は生活支援担当に何を伝えなければならなかったのか、本事案を念頭に置いたときに、研修のポイントをどのように考えたのかお聞きしたい。 →(山田地域連携課長) 家庭児童相談室や地区担当の保健師等との情報共有と連携協働が重要であることから、その点を意識した研修として構成した。資料では、虐待に至るおそれのある家庭環境の例を記載しており、本事案はこれに当てはまると考えているところ。 ・(中板委員) 本事案の場合、どのようにふるまえばよかったのかを自分たちに引き寄せて考える研修が必要だと思う。どのようなことがあり、ケースワーカーにとって足りなかった部分はどこだったかなど、グループワークをする機会があったのか。また、本事案を受けて私たちがどのように変わらなければならないのかを突き詰めていく研修の計画は、どのような形で立てられたのか。縦割りでの計画か、計画は立てていなくてそれぞれでやっているという状況なのか。 →(山田地域連携課長) 一点目について、コロナ禍であり、グループワークでの研修や議論がかなわなかった。また、本事案を意識していたが、そこに特化した講義はしていなかった。 →(高橋保護自立支援課長) 二点目について、生活支援担当として、本事案に特化した研修は考えていないところだが、今後の課題であると認識。 ・(中板委員) 検証後の対応を評価する上では、どの部署も自分たちのこととして考えて、本事案の女児のためにここは変わらなければ、ということが見いだせなければ、一般的な話で終わってしまうのではないか。この研修による具体的な成果を聞きたい。 →(高橋保護自立支援課長) 子どものいる世帯で、虐待等の疑いがあり他の機関と連携している世帯の生活支援が廃止になった場合、必ず関係機関に連絡することを徹底している。また、転居の際、今までは、元の居住区において問題解決できてから移管することもあったが、現在は、転居後は速やかな移管を徹底している。また、昨年度、関係機関との連携状況について監査等を行い、ほぼ連携できている状況ではあるが、実際に連絡した件数等実績はこちらでは把握していない。 ・(中板委員) 振り返った時に、「あの時に連絡し合っていてよかった、そうでなければ大変なことになっていた」というような事例があるのか、ある
--	--

ならば何件くらいあるのかということは、個別支援のPDCAを回すときにとても重要だと思う。

- ・(座長) 13 ページの現在の対応では、「虐待の疑いなどで他機関と連携していた世帯の支援廃止時には～」とあるが、本事案は虐待で連携していたケースではないのでは。

→(高橋保護自立支援課長) 現在は、相互に連携する形にしているので、本事案は虐待の疑いによる連携ではなかったが、今だったら、少なくとも転居時には速やかに連絡しているということ。

- ・(座長) 本事案のように虐待ケースではなく、母子保健の方で経過的に支援しなければならないという認識でいるケースも漏れなく情報共有できるようにしているのか。

→(高橋保護自立支援課長) 生活支援の目的には、世帯の自立助長ということがあります、その目的のためであれば、積極的に情報交換していくという整理。よって、本事案のような対応としては、生活支援廃止について情報交換することになっている。

- ・(座長) 生活支援の打ち切りについて、実際の収入の確認はせず、本人の申し出のみで打ち切っているが、これは妥当だったのか。

→(高橋保護自立支援課長) できるだけ収入とその後の生活について確認することにはなっている。本人がやめたいという固い意志があれば、全体で会議にかけてやむなく廃止することはある(辞退廃止)。廃止しても翌日すぐ申請することができるので、いつでも申請できることを含め本人に教示し、やむを得ない場合は廃止とすることはある。

- ・(座長) 廃止後どうするかというところは検討・議論されていない。

→(高橋保護自立支援課長) 今後の生活について確認を試みても、結婚することしか本人が話してくれないケースもあり、その場合はやむなく廃止ということになるかと思う。

- ・(座長) 生活支援は辞退により打ち切りとなるにしても、収入の確認もなく、その後どうしたらよいかという話にならなければつながっていかないが、そこが生活支援と母子保健の連携のポイントだった。それを埋める手立てをどう考えるのかがとても大事なことのよう思う。

→(高橋保護自立支援課長) 残念ながら本事例ではそのような視点がなかった。各区の重点事業で、アセスメントにより世帯にどのようなリスクがあるかみていくこととしている。生活支援の場合、支援廃止後もケースワーカーが関わっていくのは難しいので、廃止になるならばその情報をしっかり関係部局に伝えるという対応になる。

- ・(中板委員) 研修について、縦割りで企画して縦割りでそれぞれがやれば良いという話ではなく、横断的にやりながら、自分たちがどう動けば、支援の穴を防げたのかを考えるような研修が必要ではないか。

○情報一元化システム（子育てデータ管理プラットフォーム）について

- ・（中板委員）児童相談システム、家庭児童相談システム、母子保健システムの改修により、タイムリーな情報連携というのは、どのように改善されたのか。情報の閲覧、検索機能は充実したけれど、危機感や連携の必要性が発動しなければ検索には至らないので、何をもって「タイムリーな情報連携」「速やかな把握」を指すのか。
- （山田地域連携課長）事案発生当時は、3つのシステムはそれぞれ担当部署でしか閲覧することができず、情報を得る際には電話で確認するしかなかったが、この改修により、情報の閲覧が可能になった。また、令和3年7月20日に稼動した情報一元化システム（子育てデータ管理プラットフォーム）を構築し、システムを立ち上げると注意が必要な人にはアラートが表示されるような仕組みをつくった。このことにより、「タイムリーな情報連携」「速やかな把握」が可能になった。
- ・（中板委員）保健師が見過ごしでも、生活支援担当が、体重がかなり少ない状況をみて連携できるということか。
- （山田地域連携課長）生活支援担当は見ることができないが、児童相談所、家庭児童相談室、母子支援の担当がみる。管理職も別の部署の職員も気づくことができるので、迅速に確認できるシステムになった。
- ・（中板委員）本事例では、保健師が問題視していないのに福祉の担当からものが言えないということがあったが、それが払しょくされると考えてよいか。
- （山田地域連携課長）このシステムでは、地区の担当者だけでなく全員見ることができるので、体重が極端に少ない状況などをみて、組織的に判断できるため、自己判断で大丈夫だろう、とはならないものと期待している。
- ・（増沢委員）3つの部署が情報共有するということだが、母子保健の全件共有というふうに考えて良いか。また、リスク判断で一番責任を負うのは児相だと思うが、通報が来たときに、身長が小さい云々といったとき、児相が保健センターの方に「皆で考えてリスクをみていったほうがいい」というような動きになるのか。さらに、生活支援、保育園や学校の出席状況といった情報管理の共有は今後どのような形で広げていこうと考えているのか。
- （山田地域連携課長）母子保健の全件共有になっている。各システムの管理責任者はそれぞれ。
- ・（増沢委員）情報を共有したときに、リスクのゴーサインを出す中心となる責任者は設けているのか。監督は児相が責任をもってみていくべきだと思うが、そのような考えはないか。
- （谷地域連携担当係長）家児相や児相が常に関わっているものは、家児相や児相が主たる管理機関になる。母子保健の部分については、その年齢層の全児童が登録されることになるので、一義的に母子保健担当が管理の責

	任を持っている。児相が常に全件見ているということになっていないのが実情。 ・(中板委員) 本事案では、母子保健の組織の中ですら、上司も知らなかったのだが、それは全くなくなると理解して良いか。 → (阿部地域保健・母子保健担当課長) 現在、報告は速やかに上げるようになっていて、システム導入により、課長・係長もアラートにより健診未受診などが把握できる。 ・(増沢委員) 母子保健サイドでアラートをつけると、家児相にも情報が行く。母子保健でアラートをつけたのに家児相ではどうして動かないのか、という一步進んだ話はできるのか。 → (阿部地域保健・母子保健担当課長) 母子保健所管も家児相所管も同じ健康・子ども課長なので、判断はぶれることはない。 ・(増沢委員) 児相や家児相では、気づきの目を持ってサーブしていくということは可能になる。生活保護の情報も入れていいと思うが、いかがか。 → (山田地域連携課長) ほかのシステムとの情報連携には壁があり、今後の課題と考えている。慎重に検討していきたい。 ・(座長) 情報共有システムは便利な一方、どこかで人が判断するような仕組みと組み合わせていなければ、かえって判断がおろそかになる。また、どの範囲まで広げるかについて、例えば精神保健の情報がほかに知れることで逆に受診抑制につながるリスクもある。情報が見られるようにしてあるということと、見るという行為をどのような形で担保していくかは両方セットで考えなければならない。 ・(増沢委員) 既にオーストラリア、イギリスではかなりの情報共有システムを作っていて、情報共有できない縛りとしては個人情報保護法があり、例外規定として支援するためならば良いこととしている。当然同意の上の情報入力であり、情報を共有する限りは必ず支援を届けるということがセット。あくまでも支援を届けるために母子保健での支援からアラートがついているケースだから福祉も優先的に支援を開始しなければならないという意識を持って見ていくべきと思う。 ・(座長) 情報共有システムは、誰が責任をもって誰が見てどう使うか、どう判断するかということとセットで議論しなければならない。
2 令和元年6月死亡事例の経過における課題と現在の状況について (第3期)	(事務局説明) ・事務局より、資料「令和元年6月死亡事例の経過における課題と現在の状況について」(第3期 平成31年4月から令和元年6月まで)の説明を行った。 (主な委員質問・意見) ○休日における夜間・休日の対応について ・(高橋委員) 18ページで、休日も正規職員が出勤するシフト体制について、

在宅のままで必要に応じて出勤するということか。また、「支援員」という言葉があるが、所属等について違いがあるからこの言葉を使っているのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）在宅ではなく、職員が実際に事務室に来て業務を行っている。また、「支援員」は、会計年度任用職員として任用しており、虐待対応支援員として職員と同様に働いている。

・（高橋委員）警察との連携について、24 時間 365 日リアルタイムで情報共有するということが具体的にイメージできない。

→（渡邊緊急対応担当課長）警察が 110 番を受けて臨場する際に、児童虐待の可能性のある世帯について電話で児童相談の取扱いについて照会がある。それに対して夜間も支援員が常駐しているので、24 時間、常に対応できる体制になっている。

・（高橋委員）北海道警察との間で人事交流について、本事案では道警の認識の危機感と児相の危機感が違っていたと思うが、認識が異ならないように、単なる情報共有・電話での協議ではなく、道警から児相に来た方の立ち位置が具体的に定められているのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）当時は 1 人の担当として、ほかの職員と同じような立ち位置で仕事をしていたが、今年度からは直接地区を担当せず、児童に対する虐待通告の受理会議に入ったり、調査に行く際に警察に同行したりといった形で、警察派遣職員として十分に能力を発揮できるような体制にしている。

○情報一元化システム（子育てデータ管理プラットフォーム）におけるアラート機能について

・（座長）プラットフォーム上、子どもの年齢にかかわらずアラートが表示されるということか。

→（阿部地域保健・母子保健担当課長）年齢にかかわらず、母子保健、家児相、児相が関わっているケースであれば表示される。

・（鈴木委員）アラートというのは、強調してわかるように表示させるのか、単に見ることができるということなのか。見ましょうという意味で、旗を立てるのか、単なる異動だとすると見ることはできるが旗は立たないということなのか。

→（山田地域連携課長）要対協で管理しているケースにはフラグが立ち、転出、母子保健での接触、児相での接触などの接触履歴も含め、何か動きがあった場合はアラートが表示される。そして経過を確認して、安心なケースもあれば早々に動かなければならないケースもあり、皆さん気づきましよう、ということで警告を表示させるという位置づけと考えている。

・（鈴木委員）そうすると、ものすごい数のアラートが表示されることにならないか。

→（谷地域連携担当係長）要対協のケースだと、家児相が昨年度受理した件数が札幌市全体で約 6,000 件、児相が受理した件数は約 8,500 件。養育相談で継続的な支援をしているものは要対協に入れることとしている。ほかの相談種別も含めた全件になるので、家児相であれば 8 割程度となる。児相であれば、養育相談比率が約 5 割になるので、旗が立つのは半分ほど。担当は地区ごとに設定しているため、例えば家児相であれば担当区が表示され、多い区で 900 件くらいの受理件数を職員 3、4 人で割った数字になると思う。

・（鈴木委員）そうすると、300 件くらいはマネジメントするということか。

→（谷地域連携担当係長）家児相ケースだと、組織の長であれば、一番多い区で 800 件ほどになると思われる。

・（中板委員）本事案だと、当時の対応の場合、いつの時点でアラートが立つことになるのか。

→（阿部地域保健・母子保健担当課長）母子健康手帳を交付したときに特定妊婦という判断になるので、その時点でアラートが立つ。

・（中板委員）当時は要対協のケースにする判断をしなかった。ということは、特定妊婦だという判断をしなければアラートは立たない。

→（阿部地域保健・母子保健担当課長）現在、特定妊婦とする判断は、組織として行うことを徹底している。

○警察との連携について

・（鈴木委員）資料 18 ページの 34 番について、「警察からの要請対応や、警察以外からの児童虐待通告対応等について対応方針を整理した」とあるが、何がどのようになったのか、形として残しているのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）「夜間・休日対応業務マニュアル」において、支援員が夜間に警察やそれ以外から虐待通告等を受けた場合の対応方法について、考え方や動き方を整理している。

・（鈴木委員）本事案では、警察と児相の言い分が食い違っていたが、そのようなことがないように何か書き加えているのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）夜間・休日の対応支援員は、本事案後に設置したもの。警察から連絡があった場合等の対応については事案を踏まえて記載している。

・（鈴木委員）資料 19 ページの 36～38 番について、児童相談所長まで報告している云々という記載がある。担当からは単なる情報共有だけではなく、優先順位も含めて報告するというのが良いのではないかと。

・（鈴木委員）資料 21 ページ 39 番の「警察との同行や現場臨場が可能となった」という記載について、本事案の場合、今であれば、評価の変化も含め、主担当の認識について、明確になっているのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）警察からの同行要請があった時点で、口頭の虐待通告があったものとして、児相が主担当ということで動くことになる。

また、当時、発達相談への切り替えについて問題があったかと思うが、現在では、調査終了後、結果を報告した時点でのリスクアセスメントシートの内容に基づいて、同じ児相内部の相談担当係に引き継ぐのか、区の家児相に引き継ぐのかを判断し、そのタイミングで主担当が変わるということを決めているので、あやふやなまま終わることはない。

・（鈴木委員）発達相談に切り替えるというのは、明確にバトンを渡したということが分かるということで良いか。

→（渡邊緊急対応担当課長）今年度、リスクに応じて、その後モニタリングする仕組みをつくったので、それに基づいて対面での引継ぎをそれぞれ行っているため、その時点で主担当が切り替わることがはっきりと分かる。

・（鈴木委員）泣き声通報が入り、警察が本事案の女兒に会えた時点で対応が終わったという認識ではないということで良いか。

→（渡邊緊急対応担当課長）現在であれば、警察が会えたということだけをもって調査が終わるということはない。本事案の場合、今であれば、同行訪問をするし、仮に同行していなかったとしても、自ら面談調査をした上で判断することになっている。

・（鈴木委員）21 ページの 40 番について、夜間の一時保護のケース対応について、以前と何が変わったのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）当番課長が支援員から連絡を受けて、その課長が必要と判断すれば臨場するように指示をするし、現場から報告を受けて、保護が必要であれば保護するという指示をする。支援員は、課長の指示に基づいて行動することになる。

・（鈴木委員）本事案では、警察と児相との言い分に食い違いがあった。その後、警察とは具体的に対応に関する話はしているのか。また、認識にずれが生じた場合の担保はどのようにするのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）警察からの通告があった場合の対応については、令和元年6月に、厚生労働省、警察庁それぞれから通知が出ている。その通知の中で、同行するケースについて示されており、その中身は令和2年10月に児相と警察との連絡協議会を開催し、その中身をお互いに確認しているため、本事案のような食い違いは起きないと考えている。

・（座長）特に3回目の通告の時にかなり食い違いがあったとのことであった。以前にも協議する体制は多分あったのだろうが、本事案では現場レベルの動きの中で食い違っていた。それを防ぐために何をどう変えたのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）国の通知が出たのが本事案のあとの令和元年6月。通知の中身をお互いに確認したということで整理している。通知の内容が抽象的である部分については、協議会の中でフローチャートのようなものをつくって分かりやすくしてお互いに理解しやすいよう工夫している。

・（鈴木委員）児相が行けない時に警察に行ってもらう場合もある。警察に

頼むのは、傷やあざだけの確認であって、ネグレクトは児相がもう一度行って見るのか。ある程度警察にも研修をした上で、小柄の判定なども見てもらうのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）外傷に関する研修は警察と合同で行っており、外傷の見立てをお互いの理解を高めるということを昨年度行っている。ただ、警察が見れば全て良しとしているわけではなく、子どもが小さいという評価に関しては体重計を持って行って測定しており、けがの様子、室内の様子、子どもの様子、母親からの聞き取りということは児相の職員が直接訪問して調査すべきことなので、警察だけではなく自分たちで調査する。

○連絡が取れない世帯の対応について

・（藤原委員）資料 17 ページで、本世帯の実母と連絡がとれないという 4 月 5 日から、折り返しの電話があるまでの期間のアセスメントと、今ならどのような対応なのか。連絡がとれない期間、実母のまわりの、本事案の親子の情報を知るかもしれない人にどのくらいアクセスしていたのか。

→（渡邊緊急対応担当課長）土日であっても訪問できる体制がある前提だが、現在であれば、時間帯を変えて複数回細かく訪問する、実家にいた情報があれば母方祖母に電話をかける、あるいは実家に行くという対応も考えられる。また、母親が働いていたという情報があれば、可能性のある 24 時間保育所への利用状況を確認する、利用があれば教えてほしいという連絡を入れておくというような調査は行う。

・（藤原委員）今だからできるというのは、職員の認識、危機管理を強化した、観点を変えたという意味で良いか。

→（渡邊緊急対応担当課長）現在であれば、世帯に対するリスクの評価は、リスクアセスメントシートを使って受理報告をしている。小柄という評価についても、母子保健システムの情報を見て実際の体重を見ることがあるので、よりリスクが高い世帯という評価は行えるようになっている。何としても 48 時間以内に、できるだけ早く安全確認するという意識になっている。

○今後の進め方について

・（座長）評価ワーキンググループの目的は、今、札幌市が進めようとしている施策について、特に本事案を受けた再発防止、あるいはそれも含めた全体の虐待防止施策について、そういう方向で良いか、我々の立場から意見を述べるということだと思うので、資料により 3 期通して説明を受け、どのようなことが評価できて、どのようなところに不十分な点があるかなどの意見交換を行ってから、必要があればヒアリングをするというようにしてはどうか。

→賛成の声あり

	○部局横断的に対応する仕組みについて ・（中板委員）部局横断的に対応を考えるような仕組みはあるか。 →（山根子ども未来局長）市長をトップとした全庁横断的な児童虐待防止対策のための組織、児童虐待防止対策推進本部会議を昨年５月に立ち上げ、子ども未来局が幹事になり、これまでに３回実施している。検証報告書でいただいた提言に対し、具体的な取組内容及び実施状況についてはこの会議で整理したもの。 ・（中板委員）例えば、母子保健、生活支援担当、家児相、児相それぞれの代表が現場レベルで対応の方向を議論するような動きが見えるとより良いかと思われる。
--	--

（議事概要について発言者内容確認済み）